

工事監理業務委託仕様書

委託業務名	吹田市立佐竹台小学校ほか中学校2校校舎大規模改造1期ほか工事監理業務
施設場所	吹田市佐竹台4丁目12番1号ほか
業務期間	着手 令和 4年 月 日 完了 令和 4年 11月 1日

本業務の支払いは工事監理業務の完了後1回とする。

吹田市都市計画部
資産経営室

業 務 内 容

1. 対象工事の概要

本業務の対象となる工事（以下「対象工事」という。）の概要は以下の通りとする。

(1) 吹田市立佐竹台小学校校舎大規模改造1期工事

- ア 施設場所 吹田市佐竹台4丁目12番1号
- イ 工事範囲 校舎1棟、2棟、16棟
- ウ 構 造 鉄筋コンクリート造 地上2階建
- エ 延床面積 3,738㎡
- オ 工事内容 防水改修工事、建具改修工事、内装改修工事
電気設備工事、機械設備工事

カ 工 期 契約締結日から令和4年11月1日まで

キ 分離発注区分（主たる工事は(ア)の建築工事とする。）

(ア) 吹田市立佐竹台小学校校舎大規模改造1期工事（建築工事）

建築工事 一式

(イ) 吹田市立佐竹台小学校校舎大規模改造1期工事（電気設備工事）

建築工事に伴う電気設備工事 一式

(ウ) 吹田市立佐竹台小学校校舎大規模改造1期工事（機械設備工事）

建築工事に伴う機械設備工事 一式

(2) 吹田市立竹見台中学校校舎大規模改造1期工事

- ア 施設場所 吹田市竹見台1丁目3番1号
- イ 工事範囲 校舎2棟
- ウ 構 造 鉄筋コンクリート造 地上3階建
- エ 延床面積 1,595㎡
- オ 工事内容 防水改修工事、外壁改修工事、建具改修工事、内装改修工事
電気設備工事、機械設備工事

カ 工 期 契約締結日から令和4年11月1日まで

キ 分離発注区分（主たる工事は(ア)の建築工事とする。）

(ア) 吹田市立竹見台中学校校舎大規模改造1期工事（建築工事）

建築工事 一式

(イ) 吹田市立竹見台中学校校舎大規模改造1期工事（電気設備工事）

建築工事に伴う電気設備工事 一式

(ウ) 吹田市立竹見台中学校校舎大規模改造1期工事（機械設備工事）

建築工事に伴う機械設備工事 一式

(3) 吹田市立青山台中学校校舎大規模改造2期ほか工事

- ア 施設場所 吹田市青山台4丁目2番1号
- イ 工事範囲 校舎1棟、2棟、4棟、7棟、11棟
- ウ 構造 鉄筋コンクリート造 地上2階建
- エ 延床面積 2,576㎡
- オ 工事内容 防水改修工事、建具改修工事、内装改修工事
電気設備工事、機械設備工事

カ 工期 契約締結日から令和4年11月1日まで

キ 分離発注区分（主たる工事は(ア)の建築工事とする。）

(イ) 吹田市立青山台中学校校舎大規模改造2期ほか工事（建築工事）

建築工事 一式

(イ) 吹田市立青山台中学校校舎大規模改造2期ほか工事（電気設備工事）

建築工事に伴う電気設備工事 一式

(ウ) 吹田市立青山台中学校校舎大規模改造2期ほか工事（機械設備工事）

建築工事に伴う機械設備工事 一式

2. 現場監理の勤務条件

対象工事が集中して施工される夏休み（7月21日から8月24日頃）及びその前後の期間に、特に重点的な現場監理が必要となることを踏まえ、担当技術者を配置すること。また、分離発注工事の工程調整等を行う定例会議（1回／週・半日程度）に、管理技術者は1回／月以上、各担当技術者は毎回出席すること。

(1) 吹田市立佐竹台小学校校舎大規模改造1期工事

- ア 建築担当技術者 重点監理（夏休み期間については常駐監理）
- イ 電気設備担当技術者 重点監理
- ウ 機械設備担当技術者 重点監理

(2) 吹田市立竹見台中学校校舎大規模改造1期工事

- ア 建築担当技術者 重点監理（夏休み期間については常駐監理）
- イ 電気設備担当技術者 重点監理
- ウ 機械設備担当技術者 重点監理

(3) 吹田市立青山台中学校校舎大規模改造2期工事

- ア 建築担当技術者 重点監理（夏休み期間については常駐監理）
- イ 電気設備担当技術者 重点監理
- ウ 機械設備担当技術者 重点監理

3. 管理技術者等の配置・資格要件

業務の実施にあたっては、次の資格要件を有する管理技術者等を適切に配置した体制とする。なお「管理技術者等」とは、管理技術者、担当技術者を総称している。

(1) 管理技術者

管理技術者には、次の要件を満たす者を1名配置する。

- ア 設計図書の設計内容を的確に把握する能力、工事監理等についての高度な技術能力及び経験を有する者。
- イ 一級建築士の資格を有し、実務経験が資格取得後3年以上の者
- ウ 管理技術者は建築担当技術者を兼務することができる。

(2) 担当技術者

ア 建築担当技術者

(ア) 一級建築士又は二級建築士の資格を有し、かつ、設計図書の設計内容を的確に判断する能力とともに、工事監理等についての技術能力及び経験を有する者とする。

(イ) 1名以上とし、監理業務の適正な履行に支障のないよう必要な人員を配置すること。

イ 電気設備担当技術者

(ア) 設計図書の設計内容を的確に判断する能力とともに、工事監理等についての技術能力及び経験を有する者とする。

(イ) 1名以上とし、監理業務の適正な履行に支障のないよう必要な人員を配置すること。

ウ 機械設備担当技術者

(ア) 設計図書の設計内容を的確に判断する能力とともに、工事監理等についての技術能力及び経験を有する者とする。

(イ) 1名以上とし、監理業務の適正な履行に支障のないよう必要な人員を配置すること。

エ 建築、電気設備、機械設備のうち、2以上の工種の担当技術者を兼務することはできない。

(3) その他

本業務は、夏季に工事が集中し、その中で足場への昇降、足場上や屋上での確認作業等を行うことを踏まえ、管理技術者等の安全管理・健康管理に十分留意の上適切な監理業務が行えるよう、人員を配置すること。

4. 適用基準

- (1) 吹田市工事監督規定
- (2) 工事監理業務要領

5. 提出書類

提出書類は、対象工事ごとに取りまとめるものとする。

(1) 工事監理報告書（市様式）

ア 工事作業状況報告書 1

工事作業状況報告書 2 （建築工事）

工事作業状況報告書 3 （電気設備工事）

工事作業状況報告書 4 （機械設備工事）

イ 工事進捗状況 1

工事進捗状況 2 （建築工事）

工事進捗状況 3 （電気設備工事）

工事進捗状況 4 （機械設備工事）

ウ 出勤簿

エ 監理月報

オ 工事写真報告書 （月末の状況）

カ 打ち合わせ記録

(2) 変更工事報告書 （表紙・集計表・変更工事内訳明細書）

(3) その他調査職員が指示するもの。

6. その他

本業務は、業務成績評定の実施対象業務とする。

工事監理業務要領

吹田市都市計画部
資産経営室

(目的)

1 工事監理業務受注者（以下「受注者」という。）は、吹田市工事監督規程及び工事請負契約書・設計図書・仕様書に基づいて、その工事が工事期間内に正確かつ円滑に施工されるよう工事監理業務を行うものとする。

(管理者および技術者)

2 受注者は、工事監理のため管理技術者(工事監理業務委託契約書第10条の規定に基づき、受注者が定めた者をいい、以下「管理者」という。)を1名定め、現場における受注者の代理人とする。又、その他に必要とする、建築、電気設備及び機械設備担当技術者（以下「技術者」という。）を各1名配置する。

(1) 管理者および技術者は、設計・監理の経験（本工事の規模程度）のある者とする。

(2) 受注者は、管理者を決定し又は変更する場合は、速やかに管理技術者届及び経歴書を1部提出する。

(3) 管理者および技術者は、常に工事受注者に対する確に工事施工に必要な指示等を遅滞なく与えること。

(4) 管理者および技術者は、調査職員(工事監理業務委託契約書第9条に定める者をいい、以下「調査員」という。)に対し工事施工に必要な報告及び打合せ等を行い諸問題の起こらないよう十分注意すること。

(現場状況等の熟知)

3 管理者および技術者は、工事請負契約書・設計図書・仕様書等の内容について熟知するとともに工事現場の状況を精査して工事が完全に施工されるよう監督を行う。

(一般的注意)

4 管理者および技術者は、常に工事受注者と地元との関係に留意し、諸問題の起こらないよう注意すること。

(書類の整理)

5 管理者および技術者は、工事受注者並びに自己の提出する報告書その他諸官庁に提出するものは、すべてその控えを現場に整理して常に工事の経過を明らかにしておくこと。

(現場内立入禁止)

6 管理者および技術者は、常に工事受注者に対し、現場内の保安及び第三者に対する危害の防止のため、工事関係者及び許可を与えた者のほか現場内立入を禁止する。

(現場及び現場事務所)

7 管理者および技術者は、現場内の監督員詰所・工事受注者の詰所・下小屋・倉庫等の建設位置及び火元責任者を定めた関係書類を工事受注者より提出させる。

(1) 管理者および技術者は、工事施工にあたり労働基準法・職業安定法・失業保険法・労働者災害補償保険法並びに各関係附属法規及び諸法規を遵守させる。

(2) 管理者および技術者は、現場内の見やすい場所に建設業者登録標識その他必要な標識を掲示させるとともに事務所内に必要事項を掲示させる。

(防災保安)

8 台風、大雨、出水その他天災及び工事実施上起った事態に対しては、常に万全の措置を講ずるように準備させる。

(進捗状況報告)

9 管理者および技術者は、工事の進捗状況について毎月末日又は臨時の指定日に調査員に報告書を提出する。

(出来形支払の算定)

10 工事の出来形請求については、請負契約書により支払い月を本市と事前打合せを行い、工事内訳明細書に基づいて各工種別ごとに精細に点検し、調査員の承諾を得て所定書類を作成させ、押印のうえ正副2部提出する。

(監理月報)

11 工事受注者から現場日誌を提出させ、それに基づき監理月報を作成し調査員に提出すること。

(設計変更)

12 設計変更の要あるときは、直ちに調査員に報告し、その指示を得て必要な資料調整のうえ設計変更内訳明細書及び変更工程表を作成し提出すること。

(書類及び帳簿の備え付け)

13 管理者および技術者は、次に掲げる書類、帳簿を現場に備え付け整備しておかねばならない。

(1) 請負契約書に関する書類

- ア 請負契約書写し
- イ 図面
- ウ 仕様書(特記仕様書含む)
- エ 現場説明書
- オ 工事費内訳書
- カ 出来形支払い請求内訳書写し

(2) 工事施工状況に関する書類

- ア 工事施工計画書
- イ 実施工程表及び下請人名簿
- ウ 気象表
- エ 工事経過に関する書類
- オ 主要材料試験及び検査報告書
- カ 監理月報
- キ 主要資材納入書

(3) その他必要な簿冊又は書類

(工期延期)

14 特別な理由により契約工期内に工事が完成する見込みがないときは直ちに調査員に報告し、その指示により次の所定書類を作成させ提出する。

(1) 工期延期願

(2) 工程表

(工事完成)

15 工事受注者から工事完成報告があったときは、速やかに確認のうえ調査員に報告し、検査を受け、工事完成届その他関係書類を提出すること。

(引渡し)

16 工事完成後、管理者および技術者は工事受注者に必要な書類を作成させ、本市の立会を求め現地において引渡しを行う。

(管理者及び技術者の交代)

17 管理者および技術者が委託業務において著しく不相当と思われるときは、調査員の指示により管理者および技術者を交代させることができる。

(分離発注)

18 管理者および技術者は各工種間の調整につとめ、工事施工の円滑をはかること。

(貸与品等)

19 工事監理業務を行うための必要な設計図書（設計図・工事予算書・数量調書・代価表等）を1部支給する。業務完了後はただちに設計図書を調査員に返却すること。

(その他)

20 その他定めのない事項については、別表第1及び別表第2による。

21 別表第1及び別表第2における文言の定義は、次の通りとする。

承 諾 工事に関する事項について検討し承諾することをいう。

調 査 工事に関する事項について、あらかじめ内容が適正であるかどうか調べることをいう。

報 告 工事の施工に関する事項・立会・検査その他予定及び結果等の報告をいう。

確 認 工事現場において設計図書及び指示に合致していることを確かめることをいう。

検 査 各工事の段階ごとに設計図書どおりか否か点検してその合否を決定することをいう。

立 会 諸官庁その他の検査に管理者又は技術者として立会うことをいう。

別表第1 (建築工事)

項 目	監 理 事 項	市	受注者	備 考
1 一 般 事 項	1 設計変更処理	承諾	調査	
	2 変更工事処理 (軽微な変更)	報告	承諾	
	3 材料・メーカー (市指定メーカー以外の採用については市の承諾を必要とする。)	報告	調査	
	4 色彩計画	承諾	調査	
	5 工事出来形査定	承諾	調査	
	6 工事報告書 (業者工事報告書)	報告	調査	
	7 検査 イ 諸官庁検査 ロ 検査室検査	報告 立会	立会 立会	
	8 完成下検査 (防災設備関係試運転立会を含む。)	報告	検査	
	9 完成検査	検査	立会	
	10 引渡し	立会	立会	
2 工 程	1 全体工程	承諾	調査	
	2 部分工程	報告	承諾	

項 目	監 理 事 項	市	受注者	備 考
	3 各関連工事工程との調整	報告	承諾	
3 仮 設 計 画	1 敷地測量	報告 (立会)	報告 立会	敷地の状況も含む
	2 仮設建物・仮設設備等の 計画	報告	調査	周辺対策も含む
	3 遺方・ベンチマーク	報告 (立会)	検査	
	4 工事目的物の一部使用	承諾	調査	
4 記 録	1 記録	報告 (立会)	立会 確認	写真等も含む
5 臨機の処置	1 臨機の処置	報告	確認	
6 施 工 計 画	1 他工事との調整	報告	調査	
	2 施工計画書	報告	承諾	
	3 工事記録の作成	報告	調査	
	4 工事資料の作成	報告	調査	
	5 地中埋設物	報告	調査	
7 施 工 図	1 施工図	報告	承諾	
	2 各関連工事との取合部分 の調整	報告	報告	
8 各 種 試 験	1 試験ぐい（載荷試験）	立会	立会	

項 目	監 理 事 項	市	受注者	備 考
	2 材料試験	報告 (立会)	立会	
9 各種 検 査	1 鉄骨検査 (原寸製品・溶接・組立)	報告	検査	
	2 鉄筋検査 (配筋組立ほか)	報告	検査	
	3 型枠検査	報告	検査	
	4 現場施工検査 (耐火被膜・各部仕上ほか)	報告	検査	
	5 搬入製品検査	報告	検査	
	6 工場製品検査	報告 (検査)	検査	
10 製 作 見 本	1 各種工事	報告	承諾	

別表第2 (設 備 工 事)

項 目	監 理 事 項	市	受注者	備 考
1 一 般 事 項	1 設計変更処理	承諾	調査	
	2 変更工事処理 (軽微な変更)	報告	承諾	
	3 材料・メーカー (市指定メーカー以外の採用については市の承諾を必要とする。)	報告	調査	
	4 色彩計画	承諾	調査	
	5 工事出来形査定	承諾	調査	
	6 工事報告書 (業者工事報告書)	報告	調査	
	7 検査 イ 諸官庁検査 ロ 検査室検査	報告 立会	立会 立会	
	8 完成下検査	報告	検査	
	9 完成検査	検査	立会	
	10 引渡し	立会	立会	
2 工 程	1 全体工程 (建築工事工程の調整)	承諾	調査	
	2 機器製作工程 (搬入時期の調整)	報告	調査	

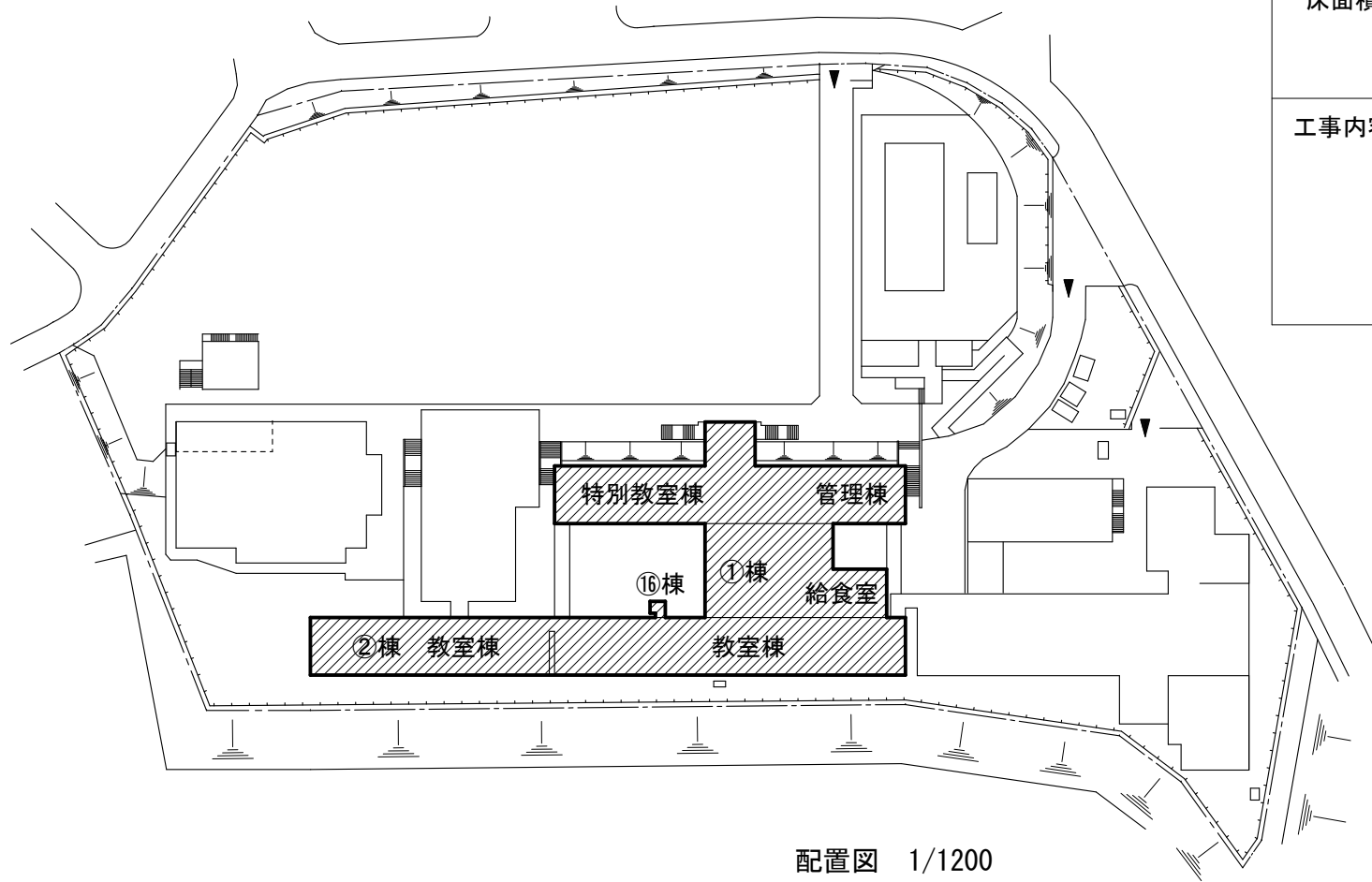
項 目	監 理 事 項	市	受注者	備 考
3 仮 設 計 画	1 作業小屋・材料置場仮設搬入設備等	調査	報告	周辺対策も含む
	2 工事目的物の一部使用	承諾	調査	
4 記 録	1 記録	報告 (立会)	立会 確認	写真等も含む
5 臨機の処置	1 臨機の処置	報告	確認	
6 施 工 計 画	1 他工事との調整	報告	調査	
	2 施工計画書	報告	承諾	
	3 工事記録の作成	報告	調査	
	4 工事資料の作成	報告	調査	
	5 地中埋設物	報告	調査	
7 施 工 図	1 設計図面上の配管・配線・機械・機器等の確認	報告	承諾	
	2 施工図	報告	承諾	
	3 他工事との取合部分の調整	報告	承諾	
	4 施工上の関連補足図の作成	報告	承諾	
8 機器製作図	1 機器製作図	報告	承諾	

項 目	監 理 事 項	市	受注者	備 考
9 検 査 試 験	1 機材の検査試験	報告 (立会)	検査	機材搬入検査 工場検査その他
	2 施工の検査試験	報告 (立会)	検査	配管・スリーブ ・インサート・ 現場測定試験・ その他
10 試 運 転	1 総合試運転・機能試験	報告 (立会)	立会	

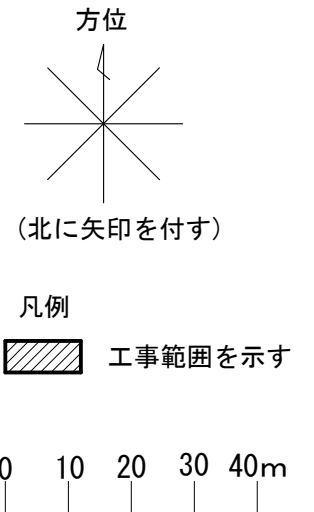
附則

この要領は、平成28年7月1日から施行する。

吹田市立佐竹台小学校校舎大規模改造 1 期工事

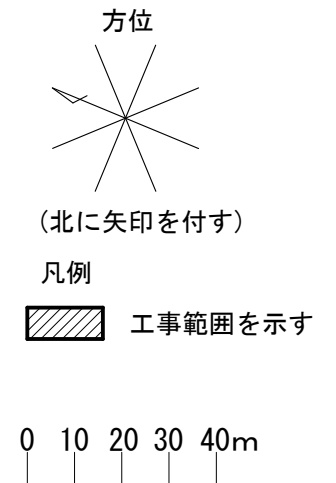
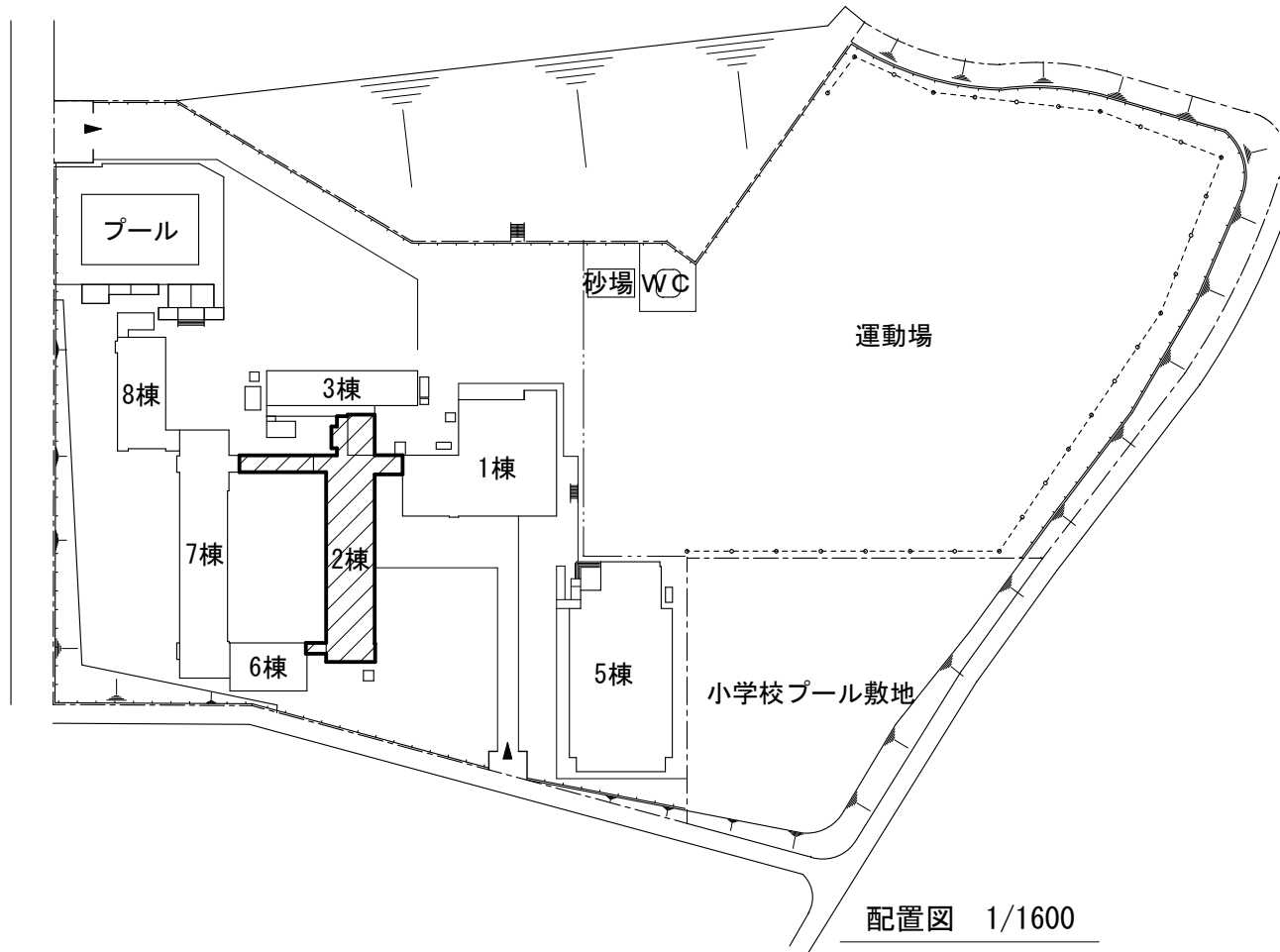


工 事 概 要	
構 造	鉄筋コンクリート造地上2階建
床面積	1 棟 2, 9 3 5 m ² 2 棟 7 9 6 m ² 1 6 棟 7 m ² 合計 3, 7 3 8 m ²
工事内容	校舎大規模改造工事 防水改修工事、建具改修工事、 内装改修工事 電気設備工事、機械設備工事

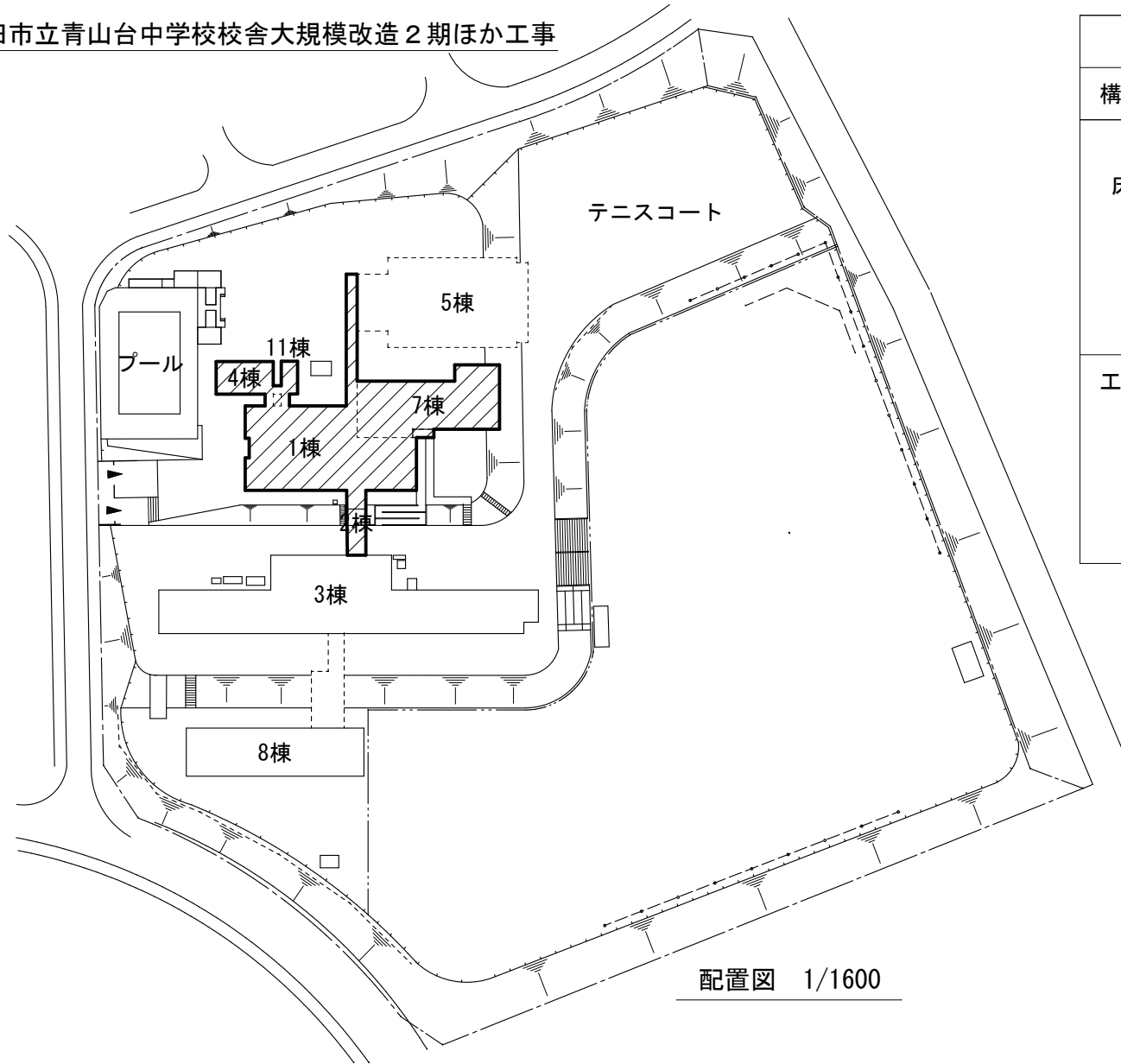


吹田市立竹見台中学校校舎大規模改造 1 期工事

工 事 概 要	
構 造	鉄筋コンクリート造地上 3 階建
床面積	②棟 1, 595 m ²
	合計 1, 595 m ²
工事内容	校舎大規模改造工事 防水改修工事、外壁改修工事 建具改修工事、内装改修工事 電気設備工事、機械設備工事



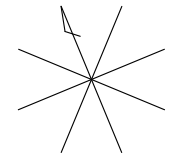
吹田市立青山台中学校校舎大規模改造 2期ほか工事



配置図 1/1600


工 事 概 要	
構 造	鉄筋コンクリート造地上3階建
床面積	①棟 1, 517㎡
	②棟 315㎡
	④棟 119㎡
	⑦棟 585㎡
	⑪棟 40㎡
	合計 2, 576㎡
工事内容	校舎大規模改造工事 防水改修工事、建具改修工事、 内装改修工事 電気設備工事、機械設備工事

方位



(北に矢印を付す)

凡例

 工事範囲を示す

